

## 出雲市子ども家庭総合支援拠点の設置について

### 1. 名称

出雲市子ども家庭総合支援拠点

### 2. 目的

出雲市に居住する子ども等を対象に、児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との調整等を行う。

また、平成19年度に発足した要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見のための啓発活動等、要保護児童等の支援を行う。

※平成28年の児童福祉法の改正に伴い、市町村に子ども等に対する必要な支援を行うための拠点を整備することを明記し、市町村の役割が強化された。また、全国的な虐待相談件数が年々増加していることなどを受け、国では平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、2022年度までに全国の市町村に「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指すこととされた。

平成30年度設置市町村：106／1741市町村

### 3. 設置場所

出雲市役所 子ども未来部子ども政策課

子ども家庭相談室（平成31年度から組織・機構見直しに伴い設置予定）内

### 4. 設置時期

平成31年（2019）4月1日

### 5. 業務内容

支援拠点として、これまでの支援体制、業務内容を明確に位置づけ、更なる充実を図ることで、より円滑、的確な支援を行う。

#### (1) 子ども家庭支援全般に係る業務

- ・児童虐待、特定妊婦、幼児発達等、子育て支援に関する相談対応
- ・母子保健サービスと連携して支援が必要なケースに対する助言、情報提供
- ・「気になる子ども」や「気になる妊婦や養育者」に関する情報提供の受理

#### (2) 要保護児童等への支援業務

- ・通告・情報提供を受理したケースに対する訪問等による調査
- ・個別のケースごとに「要支援」、「要保護」の対応方針を決定し、支援計画を策定
- ・支援計画に基づき定期的訪問等により指導助言

#### (3) 関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会機能の活用）

- ・情報共有、ケース支援会議の開催

## 6. 児童相談所と市町村の総合支援拠点との役割分担

児童相談対応窓口	
児童相談所	市町村子ども家庭総合支援拠点
緊急かつより専門的対応が必要な困難事例 ・一時保護機能・措置機能（入所・里親） ・相談機能・市町村援助機能	住民の身近な窓口として多機関と連携し継続支援 ・関係機関との連絡調整機能 ・母子保健・子育て支援サービスの情報提供・活用
緊急度・重症度により児童相談所・市町村間で相互送致・情報共有・対応協議	

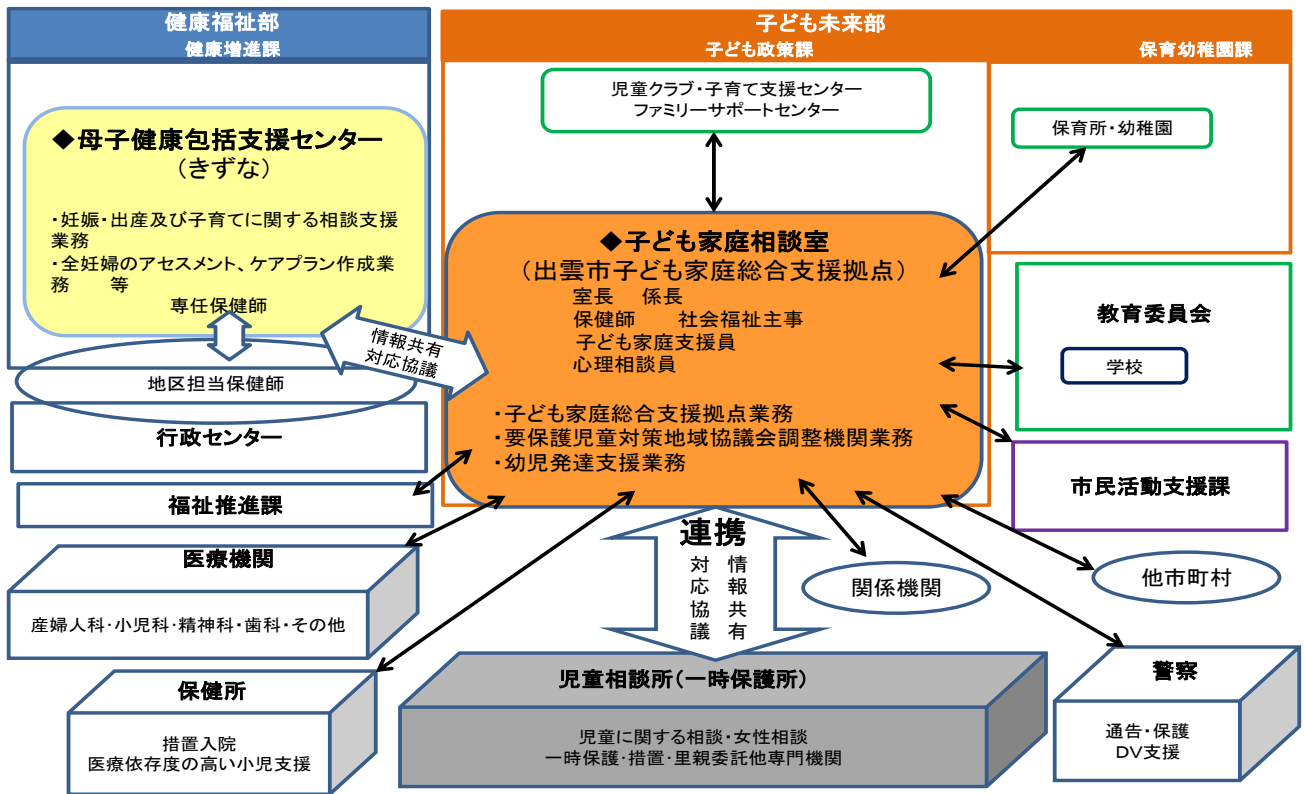
## 7. 国が定める支援拠点職員配置基準

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員
資格等	医師、社会福祉士、教員等	心理学課程を修めた者等	社会福祉士、医師、保健師等
人数	3名	1名	2名

※運営指針により、中規模型：常時6名以上（児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

### <参考>

#### ①子ども家庭総合支援拠点設置における体制・連携図



#### ②出雲市内の児童相談件数の推移

〔出雲児童相談所対応〕

	養護相談 (実件数)	養育力不足	児童虐待				その他の相談	
			小計	身体的	性的	心理的		ネグレクト
27年度	282	254	28	13	1	5	9	357
28年度	187	139	48	18	0	17	13	379
29年度	177	141	36	11	1	23	1	358

〔出雲市 子ども政策課対応〕

	養護相談 (実件数)	養育力不足	児童虐待				その他の相談	
			小計	身体的	性的	心理的		ネグレクト
27年度	111	105	6	2	0	2	2	21
28年度	185	166	19	1	0	5	13	19
29年度	179	169	10	3	0	0	7	10